刈谷市



狂犬病予防注射のルールが変わります！

「狂犬病予防法施行規則」が一部改正され、
これまでのルールが変わります。

3月2日～3月31日に接種させている飼い主様はご注意ください！
令和9年度の注射済票は令和9年4月から交付されます！

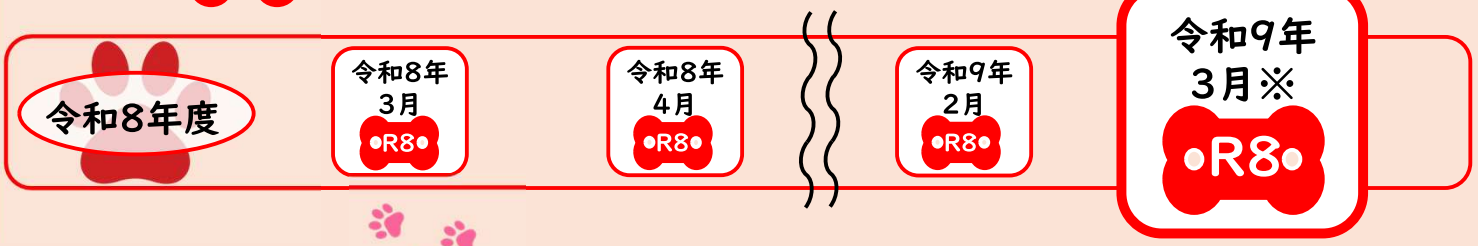
改正前

3月2日から3月31日までに接種した場合、翌年度の注射済票が交付されていました。



改正後

令和8年（2026年）3月2日から令和9年（2027年）3月31日までに接種した場合、
「R8 令和8年度の注射済票」が交付されます。



※既に令和8年度の済票をお持ちの場合でも、
再度令和8年度の済票が交付されます。

令和9年（2027年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までに接種した場合、
「R9 令和9年度の注射済票」が交付されます。（令和10年度以降も同様）



～集合注射の規模を縮小します～

規則が改正されたことで、令和9年度以降、例年4月に実施している
集合注射の会場を徐々に減らしていきます。
刈谷市HPや案内通知書の内容をよく確認いただき、ご利用ください。

▲詳細はこちら

【問い合わせ先】刈谷市役所　環境推進課　TEL:0566-62-1017　メール:kankyo@city.kariya.lg.jp